

## 職員等級制度規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人場作りネットにおける人事の効果的な運用と職員の公正な処遇を図るため、人事管理の基本となる制度についてその内容および運用細則について定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則2条に定める職員に適用する。

### (職員等級基準)

第3条 求められる役割の難易度や責任・権限の大きさと範囲などに基づき職員等級を次のとおり設定する。その基準を別表1に定め、またその給与基準を別表2、別表3に定める。  
ただし、委託業務を行う場合はその事業が定める基準にしたがい定める。

### (昇格および降格の実施時期)

第4条 昇格および降格の時期は、原則として1年に1回、毎年4月に行う。ただし、理事長が特別にその必要があると認めた場合には隨時行うことができる。

### (昇格・降格)

第5条 昇格および降格は、別表4昇格降格基準に定める基準に該当する候補者の中から審査を行い決定する。

- 2 昇格者には昇格昇給を行う。降格者には降格降給を行う。その金額は給与規定に定める。
- 3 本条の規定による昇格が、2等級以上上位への昇格である時には、それぞれ1等級上位への昇格が順次行われたものとして取り扱う。
- 4 役職にある者（コーディネーター補助職以上にあるもの）が本人の申し出により辞任する場合も降格と同様の取り扱いとする。

### (昇進・降職・解任)

第6条 コーディネーター職への昇進は、第4条の職位に対応する資格等級のものの中から組織の必要性を考慮し、その都度決定する。

- 2 役職者が当該役職位に適さないと認められた時には、降職・解任を行うことができる。
- 3 昇進・降職・解任は、その都度行う。

### 付則

本規程は、令和3年4月1日からとする。

### 付則

令和4年7月1日一部条文の追加及び変更、施行。

別表1 相談支援職員等級基準

名称	組織における役割	職種の業務
統括 CO 職	管理職	事業全体における統括業務、また事業実施のための申請、報告等、契約にかかる業務を行う
Co 職	管理職	相談業務の他、直接支援、相談員の育成やセンターの運営管理を統括する
ACo 職	指導職	コーディネーターを補佐し、コーディネーターの指示により、相談員の育成やセンターの運営管理を行う
Co 補助職	指導職	相談業務の他、コーディネーターの指示により直接支援および管理業務を含む事務的な業務を行う
継続相談員職	一般職	相談業務の他、コーディネーターの指示により直接支援および付随する事務的業務を行う
相談員職	一般職	相談業務の他、コーディネーターの指示により付隨する事務的業務を行う
OJTCo 職	OJT 職	Co 業務を担うための研修期間として、Co 業務補助を行う
OJT 相談員職	OJT 職	電話相談・チャット相談などの相談業務を行う

別表2 相談支援職員等級別給与基準

名称	基本給与単価
統括 CO 職	2100 円～2500 円
CO 職	1800 円～2300 円
ACO 職	1700 円～2000 円
CO 補助職	1600 円～2000 円
継続相談員職	1680 円～1800 円
相談員職	1600 円～1800 円
OJTCo 職	1600 円～1800 円
OJT 相談員職	1200 円～1500 円

別表3 一般職給与基準

事務員	930 円～2000 円
NPO 業務	1000 円～2000 円

※ただし、最低賃金を下回らない賃金とする

別表4 昇格降格基準

昇格タイプ	昇格要件	審査方法
OJT 相談員 ↓ 相談員	基礎研修、稼働研修を受講し、OJT 相談員として 30 時間以上従事後、面談の上、CO が認めたもの。	面接
相談員 ↓ 継続相談員	相談員として 1 年以上在職。または現場での直接支援の経験者で、面談の上、CO が認めたもの。 更新研修受講済みが望ましい。	面接
継続相談員 ↓ Co 補助	継続相談員として 1 年以上在職。または現場での直接支援の経験者で面談の上、CO が認めたもの 支援検討研修受講済みが望ましい。	面接
Co 補助 ↓ Aco	Co 補助として 1 年以上在職。または現場での直接支援の経験者で面談の上、CO が認めたもの 支援検討研修受講済みが望ましい。	面接
Aco ↓ Co	Aco として 1 年以上在職。または現場での直接支援の経験者で面談の上、CO が認めたもの 支援検討研修受講済みが望ましい。	面接
OJTCo ↓ CO・CO 補助・ACO	OJTCo として 1 年以上の在職。または現場での直接支援の経験者で面談の上、CO が認めたもの 支援検討研修受講済みが望ましい。	面接
降格	該役職位に適さないと認められた者	理事長と協議して決定

1. 極めて勤務成績が優秀な者は在級年数を短縮することがある。
2. CO と ACO が協議し、理事長の承認により在留年数を短縮する等特例的に昇格させることができる。